

第188回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第1号

令和2年1月6日かすみがうら市農業委員会告示第1号をもって、令和2年1月10日(金)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第188回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和2年1月10日(金) 午後3時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員

1番 栗山 千勝	2番 塚本 勝男	3番 海東 功	4番 外塚 孝雄
5番 塚本 茂	6番 飯田 敬市	7番 貝塚 光章	8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌	10番 中山 峰雄	11番 鈴木 良道	12番 久松 弘叔
13番 市川 敏光	14番 欠 席	15番 欠 席	

4. 欠席委員

14番 栗原 進一 15番 齋藤 幸雄

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫
係長 横田 桂明 主任 水野谷 里子

6. 議事録署名委員

1番 栗山 千勝 2番 塚本 勝男

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第1号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
報告第4号 制限除外の農地移動届出の受理について

⑤ 議案審議について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 現況証明願の交付決定について
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について

⑥ 決議について

決議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

⑦ その他

8 閉会

午後4時00分開会

	<p>農振農用地区域内の一団とした田11筆になります。現況はきれいに管理されてい ました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付けす る計画です。</p> <p>番号4番は、●●郵便局から約550m南東に位置する農振農用地区域内の田1筆とな ります。現況はきれいに管理されていきました。申請人は経営規模拡大のため今回 の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p> <p>番号5番・6番は、譲受人・譲渡人が同一ですので、一括で説明します。</p> <p>番号5番は、●●農村集落センターから約300m南西に位置する田1筆になります。</p> <p>番号6番は、●●の●●●●●株式会社から約250m南西に位置する田1筆になり ます。現況は、番号5番は、きれいに管理されていきましたが、番号6番は、雑草が 繁茂した状況でしたが、耕起すれば作付可能な状況と判断しました。申請人は経 営規模拡大のため今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。</p> <p>番号7番は、●●●地内の●●集落センターから約550m東に位置する畑2筆になり ます。現地は、栗が植えられており、きれいに管理されていきました。申請人は、 経営規模拡大のため今回の申請に至りました。継続して栗を作付けする計画です。</p> <p>番号8番は、●●●の●●●●●●●●●●から約200m西に位置する畑2筆になり ます。現況は、柿の木が植えられており、雑草が繁茂した状況でしたが、耕起すれば作 付可能なものと判断しました。申請人は新規就農のため今回の申請に至りました。 継続して柿を作付けするとともに、露地野菜を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思 えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可 することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可 することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可 することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (議案の朗読を行う)
議 長	議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
10番 中山委員	それでは説明いたします。

	<p>図面番号1番をご覧ください。 番号1番・2番は申請土地が隣接していますので、一括して説明いたします。 申請地は、●●●小学校から約400m西に位置する営農型太陽光発電施設、2筆になります。こちらは、平成29年1月10日付けで営農型太陽光発電施設設置に伴う農地法第5条の一時転用許可を受けましたが、3年間の一時転用期間が満了となるため、今回の申請に至りました。現在、パネルの下では、明日葉・里芋・大麦若葉を栽培していますが、台風や異常気象による猛暑によって生育が阻害されたため、令和元年においては、期待を下回る収穫量でしたが、気象の特殊事情がなければ、収穫量は確保できると考えます。また、新たな栽培作物として、生姜・唐辛子を加え、多品目周年作付体系を展開し、更なる農地の有効活用を図ることとしております。現地確認では、肥培管理等、適正な圃場管理を行っており、今後とも、下部の農地において、営農の適切な継続が確保されると判断しましたので、一時転用の許可期間を3年間とし、許可条件を付して、許可することが相当と判断しました。</p> <p>図面番号2番をご覧ください。 番号3番は、●●●●から約300m南に位置する畑2筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現況は雑草が繁茂した状況でした。申請人は、太陽光発電事業に伴い、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号3番をご覧ください。 番号4番は、●●公民館から約300m北東に位置する畑2筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現況は、●●●●●●については、雑草・雑木が繁茂している状況でしたが、●●●●●●については、きれいに管理されていました。申請人は、太陽光発電事業に伴い、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号4番をご覧ください。 番号5番は、●●●庁舎から約250m南西に位置する畑4筆になります。こちらは、第3種農地と判断しました。現況は雑草が繁茂した状況でした。申請人は、隣接地での店舗建設に伴う作業車両、資材置き場と仮設事務所の設置を目的とした一時転用のため、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号5番をご覧ください。 番号6番は●●の●●公民館より約100m北西に位置する畑になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現況は、竹山を伐採した状況でした。申請人は、申請地に隣接する私有地への進入路のため、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号6番をご覧ください。 番号7番は、●の●●公民館から約150m北西に位置する畑1筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、太陽光発電事業に伴い、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番、番号2番については、関連がありますので一括審議といたします。 番号1番、番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
1番 栗山委員	これ地目、台帳、山林になっているけど、登記簿謄本も山林ですか。
事務局	はい、登記簿謄本も山林です。
1番 栗山委員	この土地は、確か35年くらい前に、山林を補助金もらって、畑にしたんですよね。35年くらい前に、山林を伐採しているのですよ。謄本直ってなかったのか、指導してあげた方がいいかと私は思うのですが、いかがでしょうか。
事務局	山林から畑に直すのは、法務局のほうで、農業委員会の許可がなくてもできるは

	ずなので、申請人の所有者の方に、こちらのほうで連絡したいと思います。
1番 栗山委員	現況は畑だったのでしょうか。
事務局	現在は、現況は畑です。
1番 栗山委員	このままにしておいては、おかしくなってしまうでしょう。
事務局	わかりました。
1番 栗山委員	農業委員会がやることではないけど本人がやればいいのでしょうか。簡単でしょう。
事務局	わかりました。所有者の方に連絡したいと思います。
1番 栗山委員	この状況では、つじつま合わなくなってしまうからね。
議長	その他質問ありますか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番、番号2番について、事前調査員の報告のとおり、許可期間を3年間とし、一時転用許可条件を付し、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号1番、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議長	全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に、番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。

	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に「議案第3号 現況証明願の交付決定について」上程いたします。事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読をいたします。なお、案件については事前調査を実施しております。
議 長	議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
11番 鈴木委員	それでは、説明いたします。 図面番号7番をご覧ください。 番号1番は、●●にある●●●●●●公園から約350m南東に位置する畑1筆になります。こちらは、昭和50年から申請人の家屋が建っており、現在も同様の状態であることから、証明しても問題ないと判断しました。 図面番号8番をご覧ください。 番号2番は、●●の●●●●●●公民館から約30m北東に位置する畑1筆になります。こちらは、平成5年から申請地の隣接地に居住している方の敷地の庭として使用しており、現在も同様となっていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくをお願いします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議 長	これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。
	(異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。

議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第3号 現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	利用権設定の内容について説明いたします。12ページをお開きください。 今回利用権の設定は、全体で57件。面積は、179,253㎡です。内訳は、再設定11件新規46件で、主な作付け作物は水稻・レンコン・野菜・果樹になります。 以上、農用地利用集積計画は農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を充たしていると考えられます。以上となります。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。22ページをご覧ください。 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が3件、面積が21,570㎡です。 計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第6号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。25ページをご覧ください。 市長より令和元年12月25日付けで農用地利用配分計画(案)の意見を求められています。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が3件、面積21,570㎡です。内容については、議案第5号の農用地利用集積計画の公告と同時施行するための内容となります。これにより管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が認可し、公告することにより、新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。

議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、決議第1号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を上程します。なお、本決議については、推進委員の皆さんも審議に加わって下さるようお願いいたします。提案理由の説明を 8番井坂委員お願いします。
8番 井坂委員	それでは、説明いたします。26ページをご覧ください。11月28日 全国農業委員会会長代表者集会が開催され、私 井坂が代理出席をいたしました。代表者集会において、度重なる農地転用に係る不祥事が発生したことを踏まえ、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。これを受け、全国農業会議所から、各市町村農業委員会においても、申し合わせ決議の趣旨に則り、農業委員会総会において「農業委員会法令遵守の申し合わせ決議」の実施について依頼がありました。決議文は、お手元の議案書26ページのとおりでございます。つきましては、趣旨ご理解のうえ、農業委員、推進委員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。以上です。
議 長	提案理由の説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。推進委員の皆さんも採決に加わって下さるようお願いいたします。決議第1号について、原案のとおり決議することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「決議第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さん、推進委員さんから、何かありましたらお願いします。
議 長	次に、来月の総会は、2月10日(月)午後2時からです。 なお、次回の事前調査員は、谷中昌委員、栗原進一委員、私 市川です。 日時は、2月3日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしくお願 いします。
議 長	その他、事務局からありますか。
事務局長	①令和2年度事前調査月割表及び会議録署名人一覧表の配布 ②本日開催の新年会案内 ③新治地域協議会視察研修会・県南連絡協議会全体研修会の案内
議 長	只今、事務局長から説明がありましたが、ご質問等ありませんか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議 長	以上を持ちまして、第188回総会を閉会いたします。長時間にわたり、慎重審議、大変ご苦労様でした。 (午後4時00分閉会)
-----	---